

第四十回国会
衆議院
災害対策特別委員会議録 第三号

昭和三十一年一月二十四日(水曜日)

午前十三時三十七分開議

出席委員

委員長 濱地 文平君

理事生田 宏一君 理事永田 亮一君

理事古川 丈吉君 理事岡本 隆一君

理事角屋堅次郎君

金子 一平君 上林山榮吉君

岸本 義廣君 薩摩 雄次君

壽原 正一君 谷垣 專一君

渡海元三郎君 前田 義雄君

宮澤 胤男君 保岡 武久君

小林 進君 島本 虎三君

田口 誠治君 中島 巖君

二宮 武夫君 玉置 一徳君

出席政府委員

農林政務次官 中馬 辰猪君

建設政務次官 木村 守江君

建設技官 山内 一郎君

(河川局長)

の一部を改正する法律案(内閣提出
第一〇号)

同月二十三日

昭和三十六年五月、六月、七月、八
月及び九月の天災についての天災に
よる被害農林漁業者等に対する資金
の融通に関する暫定措置法の適用の
特例に関する法律の一部を改正する
法律案(内閣提出第一六号)

同月十八日

第二室戸合風による災害の早期復旧
に関する請願(前田義雄君紹介)(第
一三三三号)

災害応急対策費の全額国庫補助に關
する請願(前田義雄君紹介)(第一三
三三三三号)

滋賀県下の第二室戸合風による災害
復旧に関する請願(草野一郎平君紹
介)(第一四四四号)

開拓地関係の災害対策に関する請願
(宇野宗祐君紹介)(第二二二二号)

は本委員会に付託された。

一月十九日

第二室戸合風による災害復旧対策に
関する陳情書(鳥取市東町一丁目三
百五番地鳥取県町村議会議長長加
藤幸太郎)(第五四四号)

大分県における昭和三十六年十月の
集中豪雨及び第二室戸合風の災害対
策確立に関する陳情書(大分市荷揚
町一番地大分県農業者協議会長岩仁
蔵)(第一〇一〇号)

佐賀県における第二室戸合風の災害
対策確立に関する陳情書(佐賀市赤
松町三十五番地佐賀県農業者協同組合

中央会長古賀了(第一〇二二号)
は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

昭和三十六年五月の風害若しくは水
害、同年六月及び七月の水害、同年
七月、八月及び九月の水害若しくは
風水害又は同年八月の北米濃地
による災害を受けた農林水産業施設
の災害復旧事業等に関する特別措置法
の一部を改正する法律案(内閣提出
第五号)

昭和三十六年五月、六月、七月、八
月及び九月の天災についての天災に
よる被害農林漁業者等に対する資金
の融通に関する暫定措置法の適用の
特例に関する法律の一部を改正する
法律案(内閣提出第一六号)

昭和三十六年六月及び七月の水害、
同年七月、八月及び九月の水害若し
くは風水害又は同年八月の北米濃地
による災害を受けた農林水産業施設
等の災害復旧等に関する特別措置法
の一部を改正する法律案(内閣提出
第一〇号)

○濱地委員長 これより会議を開きま
す。

本特別委員会に付託になりました内
閣提出の昭和三十六年五月の風害若し
くは水害、同年六月及び七月の水害、同
年七月、八月及び九月の水害若しくは
風水害又は同年八月の北米濃地によ
る災害を受けた農林水産業施設の災害
復旧事業等に関する特別措置法の一部

を改正する法律案、昭和三十六年六月
及び七月の水害、同年七月、八月及び
九月の水害若しくは風水害又は同年八
月の北米濃地による災害を受けた公
共土木施設等の災害復旧等に関する特
別措置法の一部を改正する法律案、昭
和三十六年五月、六月、七月、八月及
び九月の天災についての天災による被
害農林漁業者等に対する資金の融通に
関する暫定措置法の適用の特例に關す
る法律の一部を改正する法律案を一括
議題として、政府より順次その趣旨の
説明を求めます。

昭和三十六年五月の風害若しくは水
害、同年六月及び七月の水害、
同年七月、八月及び九月の水害若し
くは風水害又は同年八月の北米濃地
による災害を受けた農林水産業施設
の災害復旧事業等に関する特別措置法
の一部を改正する法律案

昭和三十六年五月の風害若しくは
水害、同年六月及び七月の水害、
同年七月、八月及び九月の水害若し
くは風水害又は同年八月の北米濃地
による災害を受けた農林水産業施設
等の災害復旧等に関する特別措置法
の一部を改正する法律案

昭和三十六年五月の風害若しくは水
害、同年六月及び七月の水害、同年
七月、八月及び九月の水害若しくは
風水害又は同年八月の北米濃地によ
る災害を受けた農林水産業施設の災害
復旧事業等に関する特別措置法の一部

による災害を受けた農林水産業施設
の災害復旧事業等に関する特別措置
法(昭和三十六年法律第二百二十号)
の一部を次のように改正する。

題名中「同年六月及び七月」を「同
年六月」に、「及び九月」を「九月及
び十月」に改める。

第一条第一項各号列記以外の部分
中「及び十月上旬」を削り、「及び九
月」を「九月及び十月」に改め、
同項第二号中「十月八日」を「十一
月一日」に改め、同項第三号中「十
月八日」を「十一月一日」に、「同年六
月及び七月の水害」を「同年六月の
水害」に、「及び九月」を「九月及
び十月」に改める。

第二条中「次に掲げる施設」を「次
の各号に掲げる施設」に、「政令で定
める地域に発生した水害等(第三号
に掲げる施設については、政令で定
める地域に発生した昭和三十六年九
月の風水害)」を「当該各号に掲げる
災害」に改め、同条各号を次のよう
に改める。

一 開拓地における住宅、農舎、
畜舎及び鶏舎
政令で定める地域に発生した
水害等(昭和三十六年十月の風
水害及び同月下旬の水害を除
く。)

二 開拓地における農業者の共同
利用に供する施設で政令で定め
るもの
政令で定める地域に発生した
前号の水害等

三 水産動植物の養殖施設で政令で定めるもの

政令で定める地域に発生した昭和三十一年九月及び十月の風水害又は同年十月下旬の風水害

附則

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十一年一月一日以後に発生した災害について適用する。

2 昭和三十一年五月の風水害（当該強風に際し発生した火災を含む。）若しくは水害、同年六月及び十月の水害、同年七月、八月及び九月の水害若しくは風水害又は同年八月の北米濃地震による災害に係る被害農地、被害農業用施設、被害林道又は被害共同利用施設の災害復旧事業につき、改正前の昭和三十一年五月の風水害若しくは水害、同年六月及び十月の水害、同年七月、八月及び九月の水害若しくは風水害又は同年八月の北米濃地震による災害を受けた農林水産業施設の災害復旧事業等に関する特別措置法に規定する特別措置法の規定により算定した

第三條第一項の規定による国の補助の額が、改正後の昭和三十一年五月の風水害若しくは水害、同年六月の水害、同年七月、八月、九月及び十月の水害若しくは風水害又は同年八月の北米濃地震による災害を受けた農林水産業施設の災害復旧事業等に関する特別措置法及び暫定措置法の規定により算定した

暫定措置法第三條第一項の規定による国の補助の額を定める場合には、当該災害復旧事業（これに係る災害関連事業を含む。）に対する国の補助については、なお従前の例による。

理由

昭和三十一年十月の風水害及び同月下旬の水害の状況にかんがみ、これらの災害を受けた農林水産業施設の災害復旧事業等を、昭和三十一年五月の風水害若しくは水害、同年六月及び十月の水害、同年七月、八月及び九月の水害若しくは風水害又は同年八月の北米濃地震による災害を受けた農林水産業施設の災害復旧事業等に関する特別措置法による特別措置の対象とする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和三十一年六月及び十月の水害、同年七月、八月及び九月の水害若しくは風水害又は同年八月の北米濃地震による災害を受けた公共土木施設等の災害復旧等に関する特別措置法の一部を改正する法律案

昭和三十一年六月及び十月の水害、同年七月、八月及び九月の水害若しくは風水害又は同年八月の北米濃地震による災害を受けた公共土木施設等の災害復旧等に関する特別措置法の一部を改正する法律案

若しくは風水害又は同年八月の北米濃地震による災害を受けた公共土木施設等の災害復旧等に関する特別措置法（昭和三十一年法律第二百一十一号）の一部を次のように改正する。題名中「及び十月」を削り、「及び九月」を「九月及び十月」に改める。

本則中「及び十月」を削り、「及び九月」を「九月及び十月」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 改正後の昭和三十一年六月の水害、同年七月、八月、九月及び十月の水害若しくは風水害又は同年八月の北米濃地震による災害を受けた公共土木施設等の災害復旧等に関する特別措置法は、同法に規定する事項であつてこの法律施行前に係るものについても適用する。

理由

昭和三十一年十月の風水害及び同月下旬の水害を受けた公共土木施設の災害復旧事業並びに再度災害防止のための災害関連事業についても、その実施を促進するため、その事業費に対する国の負担率等について特別の措置を講ずる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和三十一年五月、六月、七月、八月及び九月の天災についての天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法

の適用の特例に関する法律の一部を改正する法律案

昭和三十一年五月、六月、七月、八月及び九月の天災についての天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の適用の特例に関する法律の一部を改正する法律案

昭和三十一年五月、六月、七月、八月及び九月の天災についての天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の適用の特例に関する法律の一部を改正する法律案

昭和三十一年五月、六月、七月、八月及び九月の天災についての天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の適用の特例に関する法律の一部を改正する法律案

昭和三十一年五月、六月、七月、八月及び九月の天災についての天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の適用の特例に関する法律の一部を改正する法律案

昭和三十一年五月、六月、七月、八月及び九月の天災についての天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の適用の特例に関する法律の一部を改正する法律案

昭和三十一年五月、六月、七月、八月及び九月の天災についての天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の適用の特例に関する法律の一部を改正する法律案

る。これが、この法律案を提出する理由である。

○濱地委員長 中馬農林政務次官。

○中馬政府委員 ただいま議題となりました昭和三十一年五月の風水害若しくは水害、同年六月及び十月の水害、同年七月、八月及び九月の水害若しくは風水害又は同年八月の北米濃地震による災害を受けた農林水産業施設の災害復旧事業等に関する特別措置法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

御承知の通り、昨年五月以降、集中豪雨、台風等による災害が全国的に相次いで発生し、農林水産業施設の受けた被害もきわめて大きく、現行制度による国庫補助をもつては、急速に施設を復旧し、経営の安定をはかることが困難な状態にありましたので、さきの臨時国会におきまして、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律についての特別措置法を提出し、御審議御可決をいただいたのでありますが、その後十月下旬の台風二十四号により関東、東北地方等が、さらに十月下旬には集中豪雨及び台風二十六号により九州、四国、近畿、東海、東北地方等がはなはだしい被害を受けたのであります。政府といたしましては、このような状況にかんがみ、これらの災害にかかる農地、農業用施設、林道、共同利用施設及び水産動植物の養殖施設の災害復旧事業並びに災害関連事業についても、特別措置法に規定すると同様の措置を講ずること

昭和三十一年九月下旬から十月上旬までの長雨、同年十月上旬及び下旬の暴風雨並びに同年十月下旬の豪雨を昭和三十一年五月、六月、七月、八月及び九月の天災についての天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の適用の特例に関する法律による特別措置法の適用を受ける天災とする必要があ

とし、ここに本改正法律案を提出した次第であります。

本法案の内容は、特別措置の対象となる災害として、さきに申し上げました昨年十月の風水害及び同月下旬の水害を加えるものでございしますが、なお、この結果改正前の法律による国の補助の額がこのたびの法律改正により少なくなることはないよう措置することとしております。

以上がこの法律案を提出する理由及び法律案の内容であります。何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことを切望する次第であります。

次に、昭和三十六年五月、六月、七月、八月及び九月の天災についての天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の適用の特例に関する法律の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

この法律案は、昨年九月下旬から十月上旬までの長雨、十月上旬及び下旬の暴風雨並びに十月下旬の豪雨により農林漁業者の受けた被害が著しかったことにかんがみまして、これらの災害を、五月から九月中旬までの災害と同様に、天災融資法の特例法による特別措置を受けることのできる天災とする必要がありまして、これらの災害を同法の対象として追加することとするものであります。

何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに御可決下されんことをお願いいたします次第であります。

○濱地委員長 木村建設政務次官。

○木村(守)政府委員 ただいま議題となりました昭和三十六年六月及び十月の水害、同年七月、八月及び九月の水

害若しくは風水害又は同年八月の北東濃地震による災害を受けた公共土木施設等の災害復旧等に関する特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、提案理由及びその要旨を御説明申し上げます。

昨年六月から十月上旬にかけて、梅雨前線豪雨、第二室戸台風等により災害を受けた公共土木施設の災害復旧等の促進をはかるため、先般の第三十九回臨時国会におきまして、その事業費に対する国庫負担率の引き上げ等を内容とする特別措置法が制定されましたが、その後、昨年十月には、台風第二十四号、第二十六号による風水害、及び下旬の集中豪雨による水害が相次いで発生し、公共土木施設について大きな被害を受けたのであります。政府といたしましては、これらの災害の状況にかんがみ、特別措置法の適用を受ける災害にこれらの災害を加え、同様の特別措置をとることによって災害復旧等の促進をはかることといたしたのであります。

従いまして、この法律案の要旨は、昨年六月から十月上旬に至る水害等を対象としております現行の法律に、昨年十月の風水害及び同月下旬の水害を追加しようとするものであります。

以上がこの法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○濱地委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○濱地委員長 質疑は次会に行なうことといたしますが、この際、角屋堅次郎君より発言を求められております。

これを許します。

○角屋委員 ただいま農林並びに建設両政務次官から、さきの災害の法的措置を講じた以降の災害に対する所要の法的措置の提案理由の説明がございまして、この点について、かねて、さきの臨時国会並びに今度の通常国会の開会の冒頭の本特別委員会において、法的措置を講じた以降の災害に対する所要の立法措置については、やはり三月末までに災害地に金が届くように、なるべくすみやかに本特別委員会において所要の処置をいたしたい、こういうことを申し上げて参りましたが、政府におかれましては、過般の官房長官の言明通り、再開国会の冒頭にそれぞれ所要の法律案の提出することに努力しておられることには、敬意を表します。

ただ、御承知の臨時国会の最終の災害特別委員会にときに永田委員から単独決議案等も提出されておりますし、同時にまた、昨年の災害時における本特別委員会の現地調査等においても、たとえば淀川水系のそれぞれの地域における諸問題、あるいはまた、その他各県におけるところのいろいろな問題等については、それぞれ災害報告等を通じて明らかであります。従って、永田委員提出の単独決議案等について一体どういふふうに措置をしようとするのか、あるいはまた、災害地視察の際、特にしばしば災害を受ける、あるいは恒久的な災害対策を必要とする諸点の問題については、それぞれ問題が提示されておるわけでありまして、次会の質疑等の場合には、これらの問題に対してどういふふうに現実に処置をし、あるいは今後どういふふう

に措置するかということが、それぞれ関係委員から提示されることに相なるだろうと思ひます。これは第二室戸台風等における大阪湾を中心とする高潮対策事業等についてももちろんでありますけれども、各般の問題が出てくると思ひます。政府関係各省におかれましては、今までの特別委員会における単独決議、その他附帯決議あるいは調査事項、こういうふうな点を十分点検されまして、次会の質問に対する政府の答弁の準備をしておきたい、こういうことを特に希望しておきます。

○小林(進)委員 私もちこの際、政府側と委員長と両方に一言要望いたしておきたいと思ひます。

この災害特別委員会が開かれましてから、提案理由の説明その他について各関係大臣がここにおいでになつたことを、私寡聞にして知らない。大体は政務次官が最高にして、その他は局長、課長あたりが来てそうして答弁その他説明に当たられておるようであります。これは私は災害に対する認識の問題、比重のとり方が非常に間違つてゐると思ひます。何か、三月中にも予算を成立させて、支障ないようには末端に回したいというふうな理事会の打ち合わせがあつたやうでございまして、そういうふうなことを事務的に処置して、各行政の最高の地位におられる大臣が、災害に対して一体どういふ心構えでいるのかというのを承わらないで、事を事務的に処置していくんというの、国会軽視もはなはだしきのであつて、私はこれは承でできないと思ひます。その意味におきまして、これからまた予算委員会も開かれまして大臣もお忙しいと思ひますけれども、

これから開かれる災害の特別委員会は、少なくとも大臣の御都合をまず中心に考えていただいて、大臣の出でこないようなそういう災害特別委員会は、国会の権威を害しますから、軽率にお開きにならないようにしていただきたい。各省の方でもそうです。政務次官をして大臣の代弁をさせて、災害対策特別委員会はこれで間に合ふだらうというふうな、悪く言えば、人をなめたやうな、そういうふうな委員会の開催は私の方で断わり申し上げますから、そういうふうな一つお考え願ひたい。これは各省に対する要望であると同時に、委員長に対する要望でもありますので、委員長の方でも十分考慮して、権威のある委員会を開いていただきたい。

○濱地委員長 本日は、これにて散会いたします。

午前十時五十分散会

三

第二類第一号 災害対策特別委員会議録第三号 昭和三十七年一月二十四日

三

昭和三十七年一月二十五日印刷

昭和三十七年一月二十六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局